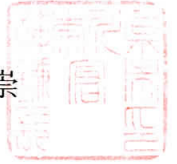


鎌 土 地 第 1 6 8 号
平成 2 5 年 1 月 1 0 日

株式会社朝日インターナショナル
代表取締役 中野渡 正樹 様

鎌倉市長 松尾 崇



大規模開発事業に対する助言及び指導について

平成 2 4 年 8 月 3 0 日に基本事項の届出のあった「鎌倉カントリー クラブハウス・駐車場計画」について、鎌倉市まちづくり条例第 3 1 条第 1 項に基づき、次のとおり、助言及び指導を行います。

この条例において、本市のまちづくりは、市、市民及び事業者の相互の信頼、理解及び協力の下に、市民の参画によって行われなければならないとの基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにしています。

事業者の責務として、開発事業を行うに当たっては、良好な環境が確保されるよう必要な措置を講ずるとともに、市が実施する施策に協力しなければならない旨を定めています。

条例の趣旨を御理解いただき、事業計画に反映するようお願いいたします。

1 自然景観、自然環境の保全等について

事業区域及び周辺の緑豊かな自然景観と自然環境に配慮した計画としてください。

- (1) 事業区域は、歴史的風土保存区域、近郊緑地保全区域、鎌倉風致地区、保安林等に指定されていることから、既存樹木を極力保全するとともに、予定建築物（クラブハウス及び立体駐車場）の周囲に更なる緑化を行い、重層的で四季の変化に富んだ自然景観と貴重な動植物の生息・生育環境を含む丘陵の良好な自然環境の保全に努め、歴史的風土を保全してください。
- (2) 事業区域南側にあるハイキングコースからの予定建築物（クラブハウス及び立体駐車場）の見え方に配慮し、更なる植栽を行いより良い景観を創出してください。

2 世界遺産登録推進への配慮について

事業区域は、世界遺産登録の候補資産のバッファゾーンとして位置づけられています。

バッファゾーンにおいては、候補資産の山稜部を超えて建造物等を建てられないことを基本的な考え方としていることから、若宮大路周辺から山稜部を目視した際に、予定建築物（クラブハウス及び立体駐車場）が視認されない計画としてください。

3 横浜市との協議について

計画敷地は横浜市域に跨っており、予定建築物（クラブハウス）についても横浜市域に跨って建設されることから、横浜市の担当部局とも協議を行ってください。

4 工事の実施について

工事の施工に当たっては、騒音、振動、粉じんによる影響の低減に努め、資機材等の搬出入時の安全対策等に十分配慮し、学校、各種公共公益施設、周辺町内会や沿道の住民等と十分に協議を行い、工事協定を結ぶなどして円滑に工事を実施してください。

特に、砂押橋交差点から事業区域に至る砂押川沿いの道路は、地域住民の生活に不可欠な道路であることから、地域の円滑で安全な交通が確保されるよう努めてください。

5 その他

鎌倉市まちづくり条例に基づく手続（「大規模開発事業基本事項届出」）は、具体的な公共施設の整備に係る技術審査を行うものではないため、今後、公共施設の整備その他については、関係各課との協議を踏まえて計画してください。